

【改訂7版】食品表示検定・中級 認定テキスト 訂正情報及び法令改正におけるテキスト該当部分

日付:2022年8月1日

作成:一般社団法人食品表示検定協会

●今回お知らせするテキストの訂正箇所は以下の通りです。お詫びして訂正させていただきます。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2022年 8月1日	1刷～3刷	P135	4-2-5	〈牛乳の表示例〉の 上から2行目「商品名」 欄	〇〇高原3. 6牛乳	〇〇高原3. 6牛乳 ※公正競争規約に従い、種類別名称の「牛乳」と同じように10.5ポイント以上の太字で表示します。
		P135	4-2-5	〈乳飲料の表示例〉の 上から2行目「商品名」 欄	いちごアンドみるく	いちごアンドみるく ※公正競争規約に従い、種類別名称の「乳飲料」は14ポイント、商品名は10.5ポイント以上の太字で表示します。
		P164	4-4-2	下から8行目	食塩以外の 原材料 に占めるそば粉の重量の割合を言います。	食塩以外の 原材料及び添加物 に占めるそば粉の重量の割合を言います。

●今回お知らせする、法令改正に関連するテキストの該当部分は以下の通りです。

★2022年後期の試験は、2022年4月1日時点で施行されている法令に基づき出題されます。

情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	今回紹介する法令改正の内容
2022年 8月1日	全刷	P265	5-3	下から5行目～	2020年(令和2年)8月現在で、食品としての安全性審査の手続きを経た遺伝子組換え食品は8作物(大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ)の323品種です。	2022年3月30日付で食品表示基準が改正され、遺伝子組換え対象農産物として新たに「からしな」が追加され、遺伝子組換え食品は9作物となりました。からしなはなたねと同様に油脂の原料として使用されることから、遺伝子組換え表示が必要な加工食品としては33品目のまま変更はありません。(施行日:2022年3月30日)
		P267	5-3	下から11行目～	表示義務の対象となるのは、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜及びパパイヤの8種類の農産物と、...	
		P268	5-3	図表1	農産物 8作物 /大豆(枝豆、大豆もやしを含む。)、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ	

情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	今回紹介する法令改正の内容
2022年 8月1日	全刷	P188	4-4-7	上から10行目～	【遺伝子組換え表示】 オレイン酸やステアリン酸h脂肪酸の一種です。高オレイン酸遺伝子組換え大豆とステアリン酸産生遺伝子組換え大豆及び…	2022年3月30日付で食品表示基準が改正され、特定遺伝子組換え農産物として定義されていた「高オレイン酸遺伝子組換え大豆」が削除されました。これは、高オレイン酸遺伝子組換え大豆が、遺伝子組換え以外の方法により作出されたことともなう基準の改正です。このため、特定遺伝子組換え農産物は「ステアリン酸産生大豆」「高リシンとうもろこし」の2つの作物のみとなります。(施行日:2022年3月30日)
		P265	5-3	下から2行目～	一般の大豆では含有量の少ないオレイン酸を遺伝子組換え技術で増やした ものなど、…	
		P269	5-3	下から11行目～	高オレイン酸遺伝子組換え大豆、ステアリン酸産生遺伝子組換え大豆及び 高リシン遺伝子組換えとうもろこしがあり、…	
		P270	5-3	上から2行目～	例えば、高オレイン酸遺伝子組換え大豆を主な原材料として大豆油やしょうゆ を製造した場合には、加工食品中のオレイン酸含有量も高くなるので、…	
		P270	5-3	図表3	形質:高オレイン酸、ステアリン酸産生 (対象農産物:大豆)	
		P272	5-3	上から5行目～	高オレイン酸遺伝子組換え大豆、ステアリン酸産生遺伝子組換え大豆及び 高リシン遺伝子組換えとうもろこしの場合の表示ルールは、次のとおりです。 ①高オレイン酸遺伝子組換え大豆の場合(義務表示) 「大豆(高オレイン酸遺伝子組換え)」 …(中略)…、 等	
		P272	5-3	下から14行目～	…加工食品については、「大豆(高オレイン酸遺伝子組換えのものを60%混 合)」等と、…	
		P401	資料9	下から2つめの項	栄養成分について高い旨の表示ができる基準値(～以上) ビタミンK:(100kcal当たり)30 μ g	
		P39	2-2-1	下から6行目～	また近年、しいたけ栽培に使用する菌床が輸入されるようになってきました。菌 床とは、おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固め た培地に種菌を植え付けたものです。この菌床の製造地(種菌を植え付けた場 所)と、生育後のしいたけの採取地が異なる場合、消費者の誤認を招かないよ う、原産地(採取地)とは区別して、国内で種菌を植え付けた場合はその都道府 県名、外国で植え付けた場合は当該国名を表示することが望ましいとされて きた。	2022年3月30日付で通知「食品表示基準Q&A」が改正され、しいたけの原産 地については、原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所(植菌地)を原産 地とすることとなりました。この変更については、消費者への周知及び事業者 の表示切替えのため、2022年3月末から、半年程度(2022年9月末)までの期 間に販売される一般用生鮮食品及び業務用生鮮食品であるしいたけについ ては、改正前Q&Aによる原産地表示を行っても差し支えないとされていま す。 また、このしいたけの原産地表示の考え方の変更に伴い、しいたけ加工食品 (原材料に占める重量割合が最も高い原材料がしいたけである加工食品)の 原料原産地表示の考え方も変更となります。(運用開始:2022年3月30日)

●以前にお知らせした、法令改正に関するテキストの該当部分は以下の通りです。

情報発表日	対象となる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	今回紹介する法令改正の内容
2022年 3月28日	全刷	P274	5-4	上から5行目～	有機である旨の表示は任意表示の1つですが、「有機農産物」、「有機畜産物」、それらを原材料とした「有機加工食品」と有機畜産物の餌となる「有機飼料」については、JAS法に基づく規格が制定され、「生産の原則」や「有機」と表示できる条件が定められています。	2021年12月7日付で新たに「有機藻類」の規格が制定されました。これは、植物プランクトンを含む藻類について有機と表示を行うための規格で、水環境の維持増進を図るため、養殖場においては、使用禁止資材の使用を避けることを基本として、生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した管理方法によって生産すること等と定められています。 また、有機藻類のJASに適合した商品には有機JASマークを付すことができます。(藻類は指定農林物資ではありませんので、民間の認証基準等に基づき「有機」と表示することも可能です。)
		P279	5-4	図表3	有機表示と有機JASマーク貼付の関係	
		P280	5-4	下から9行目～	①水産物とその加工食品 水産物とその加工食品は、有機JASがないため、有機JASマークを貼付することはできません。しかし、有機JASがなく指定農林物資でもないので、民間の認証基準等に基づき「有機」と表示することは可能です。	
		P381	資料1	上から1行目～	【有機JASが定められている品目】 有機農産物、有機加工食品、有機畜産物、有機飼料	
2021年 8月31日	全刷	P230	4-4-17	【消費期限】の解説部分	【消費期限】 食品表示基準では、「時間」までの表示を義務付けていません。しかしながら、・・・「時間」まで表示するよう、「弁当及びびそうざいの衛生規範」により推奨されています。 *この他、P226、P231の表示例の右(根拠法令等の紹介)に関連の記述があります。	2021年6月1日付で、「弁当及び惣菜の衛生規範について」が廃止されました。これは HACCPに沿った衛生管理、営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設等を踏まえたものです。ただし、消費期限に「時間」を表示することを否定するものではなく、食品表示基準Q&Aにも示されているように、品質(状態)の劣化が特に早い弁当の類にあっては、「年月日」に加えて、必要に応じて「時間」まで表示することが望まれます。
2021年 6月30日	全刷	P41～43	2-2-2	【原料玄米】の項 他	単一原料米: 産地、品種及び産年(生産年をいう。)が同一であり、産地等の証明(国産品は農産物検査法、輸入品は輸出国の公的機関等による証明)を受けた玄米(証明米)を原料として用いるもの *この他「証明米」「未検査米」として記述している箇所について、「産地、品種及び産年が表示できる(できない)原料玄米」の範囲が、今回の法令改正で変更となります。	2021年3月17日の食品表示基準の改正により、農産物検査法に基づく証明を受けていない場合であっても、根拠を示す資料の保管がなされていれば産地、品種及び産年の表示が可能になりました。単一原料米と表示するため、農産物検査法による検査は必要なくなり、単一原料米とは、「産地、品種及び産年が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について根拠を示す資料を保管している原料玄米」となりました。また、産地表示の根拠となる情報の確認方法の表示を別記様式の枠内に表示することもできるようになりました。複数原料米においても、単一原料米と同様の根拠資料の保管がなされている原料玄米について、産地、品種及び産年の表示を行うことができます。(施行日:2021年7月1日)

●以前にお知らせした訂正箇所は以下の通りです。お手数ですがこちらも合わせて訂正をお願いいたします。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2021年 9月30日	1刷～2刷	P329	5-10	上から5～7行目	…製造所へ納入する場合など特定のケースに限って「 <u>名称</u> 」と「 <u>製造所(加工所又は輸入者の営業所)の所在地及び製造者(加工者又は輸入者)の氏名</u> 」を除いて、安全性の確保及び…	…製造所へ納入する場合など特定のケースに限って、安全性の確保及び…
2021年 8月31日	1刷～2刷	P147	4-2-8	〈ラクトアイス(スティック)の表示例)の容量	70ml	70g
2021年 6月30日	1刷～2刷	P151	4-3-1	〈塩蔵わかめの表示例〉 左列・上から3項目目	食塩含有量	食塩含有率
		P151	4-3-1	必要な表示事項の表 左列・上から4項目目	△食塩含有量 ※40%を超える場合のみ	△食塩含有率 ※40%を超える場合のみ
		P152	4-3-1	上から7～8行目	【食塩含有量】 食塩含有量が40%を超える場合は、実含有量を下回らない…	【食塩含有率】 食塩含有率が40%を超える場合は、実含有量を下回らない…
		P158	4-3-4	上から9～11行目	ただし、 <u>国産の原料を使用した場合は、国産原料が輸入原料に比較して高値で取引されていることから「国産」の表示が消費者に優良誤認を与えるおそれがあるとして、「国産又はロシア産」のような表示はできません。</u>	ただし、 <u>通常、価格帯の異なる国産の原料が米国産又はロシア産の原料と混合使用されることはないことから、「国産又はロシア産」のような表示は想定されていません。</u>
		P217	4-4-15	ページ左側中ほどの 脚注部分	* 商品名中に果実の名称を使用する飲料及び色等によって果実の搾汁を使用すると印象づける飲料であって果汁の使用割合が10%未満のもの(果汁を含まないものを含む。)	* 商品名中に果実の名称を使用する飲料及び色等によって果実の搾汁を使用すると印象づける飲料であって果汁の使用割合が5%未満のもの(果汁を含まないものを含む。)
2021年 4月30日	1刷	P226	4-4-17	〈弁当の表示例①〉 原材料名欄	ご飯(米(国産))、鶏唐揚げ、 <u>つくね</u> 、コンニャク煮、…(以下略)	ご飯(米(国産))、鶏唐揚げ、 <u>鶏つくね</u> 、コンニャク煮、…(以下略)
		P332	5-11	下から10行目から	酒類の表示については、酒類業組合法施行令で「酒類の製造業者の氏名又は名称」「製造場の所在地」「酒類の品目」「 <u>容器の容量</u> 」「アルコール分」「発泡性を有する旨」「税率適用区分」等の表示が義務付けられています。	酒類の表示については、酒類業組合法施行令で「酒類の製造業者の氏名又は名称」「製造場の所在地」「酒類の品目」「 <u>内容量</u> 」「アルコール分」「発泡性を有する旨」「税率適用区分」等の表示が義務付けられています。
		P332	5-11	下から4行目から	…税率を適用しており、これと連動して、それぞれの種類ごとに分類された <u>品目</u> を定め、「酒類の品目」として酒類業組合法施行令において表示を定めているものです(図表1参照)。	…税率を適用しており、これと連動して、それぞれの種類ごとに分類された <u>内訳</u> を定め、「酒類の品目」として酒類業組合法施行令において表示を定めているものです(図表1参照)。
		P333	5-11	図表1 酒類の種類と品目のタイトル行 及び 最上段の 発泡性酒類の項	<u>品目</u> ア ビール イ 発泡酒 <u>ウ その他の発泡性酒類(ア及びイに掲げる酒類以外の酒類で発泡性を有するもの。アルコール分が10度未満のものに限る。)(酒税法第3条第3項ハによる規定)</u>	<u>内訳(酒税法第3条)</u> ア ビール イ 発泡酒 <u>【その他の発泡性酒類】(品目ではありません。)</u> <u>※ビール及び発泡酒以外の品目の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有する酒類</u>

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2021年 4月30日	1刷	P334	5-11	図表2のすぐ下 本文の1行目から 5行目まで	なお、 酒類特有の「税率適用区分」の表示については、酒類の品目が、発泡酒、その他の発泡性酒類、雑酒の場合に 表示が必要です。例えば、発泡酒の場合は「麦芽利用率〇〇%」と、その他の発泡性酒類は、酒類の品目、発泡性を有する旨の後に「 ① 」又は「 ② 」と表示します。 表示例:その他の醸造酒(発泡性)①	なお、 発泡酒、その他の発泡性酒類(ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分が10度未満で発泡性を有するもの)、雑酒の場合、酒類特有の「税率適用区分」の表示が必要です。 例えば、発泡酒の場合は「麦芽利用率〇〇%」と、その他の発泡性酒類は、酒類の品目、発泡性を有する旨の後に 税率の適用区分を表す記号である「①」又は「②」と 表示します。 表示例:その他の醸造酒(発泡性)①
		P334	5-11	本文の下から 3行目から 図表3の直前まで	この中で、ウの内容量は、 上記③ の表示があれば省略でき、オの製造者の氏名又は名称及び住所は、 上記①と② の表示がされていれば、規定を満たしていることとなります。	この中で、ウの内容量は、 図表2中③の内容量 の表示があれば省略でき、オの製造者の氏名又は名称及び住所は、 図表2中①の製造業者の氏名又は名称と②の製造場の所在地 の表示がされていれば、規定を満たしていることとなります。
2021年 4月1日	1刷	P86	3-5	〈大括り表示の表示例〉 の一番下の例	国産と、3か国以上の輸入品を使用し、国産が3か国以上の輸入品の合計より多い場合(原料原産地名欄に表示した例) 原材料名 : 豚肉(輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物、… 原料原産地名: 国産、輸入(豚肉)	国産と、3か国以上の輸入品を使用し、国産が3か国以上の輸入品の合計より多い場合(原料原産地名欄に表示した例) 原材料名 : 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、… 原料原産地名: 国産、輸入(豚肉)

(以上)